

## 「Niigata City Free Wi-Fi」サービス取扱要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、新潟市（以下、「本市」と言う。）及び「Niigata City Free Wi-Fi」サービス（以下、「本サービス」と言う。）の環境整備を行う施設管理者（以下、「施設管理者」と言う。）が本サービスの提供を行うにあたり必要な事項を定めることで、国内外からの来訪者等の利便性向上、観光・交通情報等の発信力の強化、災害や大規模イベント時の情報伝達手段の充実を図ることを目的とする。

### (承認申請)

第2条 本サービスを提供する施設管理者は、本要綱の内容を理解し同意の上、別記様式第1号「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供承認申請書を新潟市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りではない。

2 この承認を受けていないものは、Niigata City Free Wi-Fi に関する著作物を取り扱ってはならない。

### (サービス提供の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本サービスの提供を承認するものとする。

- (1) 法令及び条例に反するもの、又はそのおそれがあると認められるもの。
- (2) 本市の信用又は品位を害するもの、又はそのおそれがあると認められるもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業で使用するもの。ただし本市が特に認めるものを除く。
- (4) 施設管理者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年10月2日新潟市条例第61号）第2条に規定する暴力団関係者である場合。
- (5) その他、市長が不適當と認めるもの。

2 前項の承認は、別記様式第2号「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供承認書をもって行うものとする。

### (サービス提供における遵守事項)

第4条 施設管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。ただし、市長が認めるものはこの限りではない。

- (1) 本サービスの利用希望者に対して、「Niigata City Free Wi-Fi」サービス利用規約に同意することを条件に、承認された内容に基づくサービスを提供すること。

- (2) 第7条に規定される申請を行わないまま、サービスの提供を停止もしくは廃止しないこと。
- (3) 本サービスの提供または他の利用者による本サービスの使用を妨害しないこと。また、それらに支障をきたさないこと。
- (4) ウイルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止、有害サイトのフィルタリング機能等のセキュリティ対策を講じること。
- (5) 悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- (6) ネットワークをVPN 網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。
- (7) 不特定多数の施設利用者が利用可能な箇所等（例えば、ロビー、インフォメーションセンター、受付、待合所等の施設内で利用するものを制限しないような箇所）にアクセスポイントを設置し、本サービスを提供すること。
- (8) 24 時間 365 日のサービス提供を基本とし、本市の要望に応じて、拠点ごとにサービス提供時間を変更できること。
- (9) 1 時間に 1 回以上の頻度で PING による死活監視を行なうなど、アクセスポイントの動作状況を確認すること。
- (10) 適切に安定したサービスが提供できるよう、年に 1 回以上、定期保守を行うこと。
- (11) アクセスログ、MAC アドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、3 ヶ月以上保持すること。
- (12) 事件・事故等により裁判所・警察などの公的機関から法令に基づきアクセスログ、MAC アドレス、利用者情報等の利用履歴の開示を求められた場合は、迅速に対応すること。
- (13) 障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。ただし、大規模災害時等特殊な事情がある場合は、この限りではない。
- (14) 大規模災害発生時は、本市の求めに応じて、又は本市の定める基準に基づき、アクセスポイントの全部又は一部を開放し利用者登録の無い者に対しても通信網を利用させることができること。
- (15) その他、本市が合理的な理由に基づき適切と判断する事項。

(費用負担)

第5条 施設管理者は、サービスの提供に必要な費用を負担するものとする。

(ロゴマークの使用)

第6条 施設管理者は、本サービスを利用する際に表示されるポータルサイトにおいて、本

市が指定するロゴマークを表示するものとする。

(サービス提供内容の変更または廃止の申請)

第7条 施設管理者は、本サービスの機器設置箇所、設置期間、設定内容に変更または廃止の必要が生じた場合、速やかに別記様式第3号「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供変更・廃止申出書に必要事項を記入し、市長へ提出するものとする。

(報告、調査)

第8条 本市は、施設管理者に本サービスにかかる設置状況について報告を求め、本サービスの提供に関する調査を行うことができるものとする。

(要綱の改正)

第9条 本市は、本要綱の内容を改正した場合、速やかに公表するものとする。施設管理者は、改正後の要綱に適合したサービスを提供するものとする。

(承認の取消)

第10条 市長は、施設管理者がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供の承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、別記様式第4号「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供承認取消書をもって行う。

(免責事項)

第11条 前条の規定により、「Niigata City Free Wi-Fi」サービス提供の承認を取り消した場合、承認を受けたものに損害が生じて、市長はその責めを負わない。

2 施設管理者が、本サービスの提供によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 本サービスの提供に関して施設に生じた損害、利用できなかったことによる損害、及びその他のいかなる損害について市長は一切の責任を負わない。

4 施設管理者は、その者の責に帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、生じた損害を本市に賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第12条 本要綱に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本サービスの提供について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

本要綱は令和6年10月3日より施行するものとします。